

『金融行政方針の重点施策と金融機関における経営課題』 ～ 求められる金融仲介機能の発揮に向けて～

主催： 有限責任監査法人 トーマツ
金融インダストリーグループ

金融庁は「金融モニタリングレポート」を公表し、我が国の産業・経済の状況に対する金融当局としての分析結果を示すとともに、金融機関が抱える収益力の低下等多様なリスクへの対応に関する当局としての問題意識と先進的な評価事例を公表し、特に地域金融機関については、地方創生への取組みが進められる中で地域経済の活性化を主導する役割が期待されることなど金融機関における自主的な経営課題の改善や経営目標の達成に向けた取組みを促しています。また、金融審議会においては、FinTech 等金融と IT の融合の進展を受けて「決済業務等の高度化」と「金融グループを巡る制度のあり方」を一体的なものとして検討するとともに、金融持株会社の機能の見直しなどにより金融グループとしての銀行本業とのシナジー発揮の可能性を高めてより柔軟な業務展開に必要な子会社の業務範囲の見直し等が検討されています。

なお、金融・資本市場活性化については有識者会合における議論が続けられてきたところですが、昨年 6 月、「重点的に取り組むべき事項(提言)」が公表され、金融庁においては「2020 年に想定する姿」をアクションプランとして掲げ、家計資金等が成長マネーに向かう循環の確立等の目標を目指してグローバルな取引・決済のためのインフラ整備等に取り組むほか、本年 6 月には東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」の適用が開始され、そのフォローアップも行なうこととしています。

このような金融行政全体の取組状況から、金融庁としては、監督・検査一体的な「金融モニタリング基本方針」から金融・資本市場全体に係る組織一体的な「金融行政方針」を策定し、公表に至ったものと推察されます。今回の方針における重点施策においては、コーポレートガバナンス・コードへの対応には「実質的な機能の充実」が重要であること、また、金融仲介機能の発揮、特に地域経済の成長と金融機関の収益力の強化には「企業の生産性向上への貢献という競争」が重要であることなどが掲げられています。

本セミナーにおいては、金融行政の足元の動向や中長期的な方向性と「金融行政方針」の重点施策の狙いとともに、金融環境の変化のなかで金融機関に求められる金融仲介機能の十分な発揮等経営課題を検討する際の参考情報について分りやすくお話しいたします。

ご多忙中、また、寒気が肌に厳しくなる季節での開催ではございますが、是非御参加くださいますよう、御案内申し上げます。

開催日時 平成 27 年 11 月 30 日(月) 14:00~17:00

内容

時間	内 容	講 師
14:00~15:30	金融行政方針の重点施策と金融機関における経営課題	大平 博一
15:30~15:40	休憩	
15:40~16:50	金融機関の地方創生に向けた役割	森川 祐亨
16:50~17:00	質疑応答	

* テーマは変更になる場合がございますので、予めご了承下さい。

会場 TKP 有楽町会議室
〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 4F

定員 100 名

同業者の方、もしくはお申し込みが定員を超えた場合にはお断りする場合がありますので、ご了承下さい。

対象者 金融機関の経営企画部門、経営管理部門、リスク管理部門、内部監査部門等の役職員の方

受講料 お一人様 5,000 円(税込)(当社クライアントは 3,000 円(税込))

申込方法 Web サイト(<http://www.deloitte.com/jp/semi2726>)よりお申し込み下さい。
本セミナー申込に際しては、株式会社シャノンのサービスを利用しています。
ご回答いただく内容は、SSL 暗号化通信により内容の保護を図っております。
お申し込みは 1 名様ずつのご登録が必要となります。
過去にデロイト トーマツ グループ各社のセミナーにお申し込みいただいた方、または現在当グループのメールマガジンをご購読いただいている方は、ご登録済みの ID・パスワードで簡単にお申し込みいただけます。

申込期限 平成 27 年 11 月 27 日(金)

注意事項 当日はお名刺をお持ち下さい。

講師の経歴

有限責任監査法人トーマツ :ディレクター 大平 博一

略歴:

1975 年大蔵省入省。1979 年以来、金融行政に携わり、銀行法や金融商品取引法等を中心とする企画・監督・検査の各業務を幅広く経験。金融検査においては、大手行、地域銀行、保険会社等多数の実績を有する。2011 年には金融庁検査局総務課リスク管理検査室長として、保険検査マニュアル改定において、新たに導入された経営管理態勢や統合リスク管理態勢のチェックポイント等の取りまとめに従事。2012 年 7 月に金融庁検査局検査監理官を最後に退官。同年 8 月に当監査法人に入社。内部監査態勢の高度化等のプロジェクトに当局目線でのアドバイザーとして参加するとともに「コーポレートガバナンス・コードへの対応」等をテーマに講師として活動。

有限責任監査法人トーマツ :パートナー 森川 祐亨

略歴:

大学卒業後は大手監査法人の金融部に所属し、主として M&A 及び事業再生に関する業務に従事。現在は有限責任監査法人トーマツにて金融事業部、アドバイザー事業部を歴任し、M&A や事業再生に関する業務を行う傍らで、復興支援室のメンバーとして、岩手、宮城、福島各県で、被災地企業の復興支援を行っている。また、地域金融活性化推進室の中核メンバーとして、地域中核企業の経営人材育成スキームの開発及び推進に中核的な役割を果たしている。

(会場地図)



Access

- JR 東京駅 2 番出口(京葉線) 徒歩 3 分
- JR 有楽町駅 京橋口 徒歩 6 分
- 東京メトロ銀座線 京橋駅 3 番出口 徒歩 3 分
- 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 徒歩 5 分

問い合わせ先

有限責任監査法人 トーマツ セミナー事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel: 03-6213-1160 / Fax: 03-6213-1185

E-mail: FIGseminar@tohatsu.co.jp

Web よりお申し込みができない場合は、セミナー事務局までご連絡ください。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited